

●いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



- ◇「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2009 in 札幌
—「子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり」—
特定非営利活動法人こども福祉研究所 理事 谷川由起子 2

- ◇「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2009 in 札幌
第1分科会、第4分科会からの報告
チャイルドラインたちかわ 山中ゆう子
子どもの権利条例東京市民フォーラム 加藤千鶴子 9

- ◇「子どもの権利条約」国連採択20周年記念イベント2009夏
「子どもたちは表現する・おとなは考える」への
子どもの参加・とりくみ実践報告
NPO 法人フリースペースたまりば 12

- ★ DOCUMENT (No.100) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 16

◆ 活動の基調 ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2009 in 札幌 ―「子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり」―

特定非営利活動法人こども福祉研究所 理事 谷川由起子

はじめに

「全国自治体シンポジウム」は子どもの権利を推進している全国各地自治体の職員が交流する機会として、子どもの権利施策・事業の意義や課題等の発表、意見交換等を行う場であり、主催者である自治体と NPO 子どもの権利条約総合研究所が協力して毎年実施している事業である。

今年が子どもの権利や福祉に関する記念の年であることは既に多くの方がご存知であろう。今年が子どもの権利条約国連採択から 20 年、同条約に日本が批准してから 15 年、児童虐待防止法制定から 10 年と、まさしく節目の年にあたる。この記念すべき 2009 年の 4 月に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を施行し子どもの相談救済制度を始めたばかりの札幌市で、今年の自治体シンポジウムが開催された。参加したのは自治体職員、議員、研究者、学校教職員、市民、学生など多彩な分野で子どもの権利実現のために活動されている方々であった。参加自治体数（報告者含む）は、46 自治体（道内 20、道外 26）。参加者数は初日（9/3）参加人数：263 人、2 日目（9/4）参加人数：229 人であった。

・1 日目

記念講演

最初の記念講演の講師は子どもの権利条約国連採択 20 周年事業として、全労済の寄付によっ

て招聘されたユニセフ（国連児童基金）イノチェンティ研究センター 上級研究員のトロント・ヴォーゲさんであった。子どもの権利条約とその実現について日本で精通している 2 人の通訳（森田明彦子どもの権利条約総合研究所研究員と平野裕二子どもの人権連代表委員）がつくことによって、聴衆の理解がいつそう深まったといえる。

ヴォーゲさんの講演の冒頭でも今年が子どもの権利条約国連採択 20 周年であることが触れられたが、このシンポジウムでは 20 年間の何か誤ってしまった、間違ってしまったことを反省する以上に、これまでの素晴らしい経験を皆が共有し、将来への道筋を共に考え、話し合う機会としようとしてヴォーゲさんは提案した。日本では経済施策と同じく、児童福祉の分野においてもこの 20 年を「失われた 20 年」と嘆かなければならない側面があることは否めないが、その思いをばねにして、皆が知恵を出し合い行動していくための検討の場がこの自治体シンポジウムであると、ヴォーゲさんの言葉によって再認識させられたのは、私だけではなかったであろう。会場はヴォーゲさんの講演にどんどんと引き込まれていくような雰囲気に包まれていた。

ヴォーゲさんの講演は、人口統計学から見た子どもや若者、気候変動と子ども、OECD 諸国の人口減少傾向、子どもにやさしいまちづくり、教育、専門家の役割など、どれも非常に興味深

い項目が凝縮されていた。中でも、子どもの権利条約の理念には3つのP：子どもの保護（Protection）・社会サービスの提供（Provide）・子どもの参加（Participation）があり、それぞれが関連しあって機能して、さらに全体のP：予防（Prevention）を構成しているという話には、思わず膝を打つような思いであった。また、学校をやめていく子どもたちは「ドロップアウト」したのではなく、現在の教育システムが彼らを押し出した「プッシュアウト」であるという話も、「学校からドロップアウトした」と言われている子どもたちに聞かせたら、きっと胸のすく気持ちがするだろうと思われた。

基調報告

子どもへの包括的アプローチを提唱してヴォーゲさんの講演が終わると、5つの自治体の首長を招いたシンポジウムに先立ち、東洋大学 森田明美さんから基調報告が行われた。まず、森田さんが数々の自治体の次世代育成支援計画策定に関わる中でわかってきた傾向として、子どもたちの孤立感が激しくなっていること、同時に親たちの負担感も増していることなどが調査結果に基づいて説明された。特に母子家庭については親も子も周囲からの孤立を強く感じ、子どもの育ち自体が非常に危うくなっていることが問題提起された。一方で、大人の抱える問題が子供へとつながってしまう社会になってしまっているという大きな問題も指摘された。森田さんが整理した問題点は以下の通りである。

- (1) 子育ての家庭責任と子育て家庭の自立の強調が進んでいく一方で公的な支援も制限される傾向にあるため、孤立した子育て家庭に問題が集中して発生しやすい社会になっている。
 - (2) 母親への依存がさらに強まり、母親の負担感も増大している中で、子育てがジェンダー課題として母親の生き方に強い影響を与える傾向に拍車がかかっている。
 - (3) 経済情勢の影響を受け、大人の生活に余裕がなくなり、子どもの権利が家庭生活や社会の中心におかれなくなっている。
 - (4) 国や都道府県が従来から実施してきた子どもと子育て家庭への保護や支援の仕組みがまだ用意できていない地方自治体では、子どもたちの回復支援や予防的措置を実施することが難しい状態になっている。
 - (5) 子どもの権利条約を批准してから15年の間、日本では少子化対策を中心に政策が組み立てられて、子どもの権利の視点が子育て支援と親支援の中に埋没してしまっている。
 - (6) 公的支援と家庭の間で、第3の勢力である企業や宗教、市民による活動が、子ども支援の分野ではうまく醸成されないでいる。
- このような問題が山積する中、森田さんは各基礎自治体が子どもの権利に関する条例や計画の中で、子どもを守り、育てることを「決意」することが必要であると訴えた。まず、虐待や貧困などで既に何らかの公的な保護を受けている家庭に対しては回復のための施策がまだまだ不十分であること、一方、自立した家庭が離婚や失業などに直面した場合、そのような家庭に対する予防的施策が不十分なため、あっという間に保護が必要な状態になってしまっていることを踏まえ、各自治体が予防と回復のための施策を盛り込んだ計画を策定し、さらその計画がPDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルののっとなってきちんと実施されていくようにな

るためのふれない目標が子どもの権利に関する条例であることが明確に説明された。

全体会 I：シンポジウム

森田さんから会場にいる全員が取りくまなければならない「宿題」をもらった状態で、北海道の5人の首長が登壇し、獨協大学 野村武司さんのコーディネートのもと、シンポジウムが始まった。このシンポジウムは「子ども支援・子育て支援の総合化と子どもにやさしいまちづくりーわがまちの子ども施策と首長のイニシアチブ」という、ここまでのヴォーゲさんと森田さんの話のエッセンスが詰め込まれたタイトルであり、それぞれの自治体の特性を生かしながら子ども支援・子育て支援に取り組んできた首長がその実例を次々と語っていった。

札幌市の上田市長によると、政令市の中では共稼ぎ率が最も低い札幌市においては在宅育児をしている家庭が割合的に多く、結果として子育て支援を受けにくい状態にある家庭が多いとのことである。そこで札幌市では子育て家庭が情報交換や相談、友達作りができる場として子育てサロンを整備して子育て支援の拠点としていることや、並行して展開されている子ども支援について説明があった。札幌市の子ども支援は施行されたばかりの条例を軸として、相談救済、不登校支援、児童会館の運営への子どもの参画、「白石でっち奉公事業」という素敵な名前の職業体験事業など多岐に渡っていて、教育行政と福祉行政がうまく連携できていることがよくわかった。

続いて、石狩市の田岡市長から石狩市の状況について説明があった。石狩市は札幌市の隣の市で、人口が30年間に7倍になったそうである。札幌市のベッドタウンという立場ではなく、石狩市として個性あるまちづくりに取り組んでい

るとのこと、人口が6万人強のため政策が顕在化しやすく、施策が展開しやすいというお話であった。石狩市では子育て環境整備の分野ですばらしい市民力が醸成されていて、市役所が市民の後ろを追いかけるように事業を実施してきているそうだが、同時に市役所の中でも抜本的な取り組みがおこなわれている。縦割り行政を打破って総合的な子ども行政を進めるために工夫を重ね、ついには教育委員会所管の幼稚園事業について、市長部局である子ども室で保育園と一括した事業展開できるようになったというお話は特に興味深いものであった。

滝川市の田村市長からは、札幌市や石狩市とは対照的と思われる滝川市の状況について説明があった。滝川市では昭和50年代から保育所の待機児童はなく、10年以上前から学校を上回る数の児童館も整備されているそうである。このようにハード面はぜひぶん前に整備が完了している滝川市では、いじめによる少女の自殺をきっかけに、市と教育委員会の垣根を越えた子ども支援の総合化を目指し、「心の教育推進本部」の設置、「心の教育推進プラン」の策定などを教育委員会に働きかけると同時に、市長部局として予算措置を講じたり、学校ふれあいサロン事業を実施したりしてきた。ここでもキーワードは市行政と教育委員会の連携であった。

北町長から説明があった奈井江町は、札幌と旭川の間にある町である。奈井江町では平成15年に近隣市町村との合併に関する議論が起これ、合併の是非を問う住民投票に子どもも参加するという極めて新しい取り組みを実施した。奈井江町で合併問題が起こる以前から制定されていた子どもの権利条例の中で定められている子どもの「参加する権利」を、これ以上ない方法で具体化したのがこの住民投票である

う。5年生以上が参考投票、18歳以上が本投票という位置付けであったそうだが、住民投票に子どもが参加したという事実と同じぐらい、子どもが参加するまでのプロセス（子どもへの説明と、子どもが参加することに関して大人の理解を得るための説明など）が重要であり、また、住民投票が大人にも子どもにも変化を与えたであろうことは容易に明らかであると感じた。

芽室町の宮西町長からは、人口2万人弱、42%を農用地が占める小さな町の状況が説明された。教育長の経験を持つ町長が最初に取り組んだのも、縦割り行政の打破である。「子育ての木委員会」を役所の中に作り、子育てをライフステージに合わせ、保健、福祉、医療、教育が一貫性を持って木のようにつながっている施策の総合化を目指し、木の枝葉にあたる部分がまさしくそれぞれの施策であるという考え方を進めてきたそうだが、この例えはとてもわかりやすい。コンセプトはとてもわかりやすいのだが、実現するのが難しいのがこの「子育ての木」であろう。

シンポジウムの後半は引き続き野村さんのコーディネートの下で、首長による意見交換がおこなわれた。各基礎自治体はそれぞれに状況が違うが、共通したキーワードがいくつか含まれていた。子どもを含んだ市民の参加をどう促進していくか、子ども政策にどう市民目線を入れていくかという点、次に、市や町の中で、その行政区域の面積はいろいろであっても必ず都市部と過疎部があり、単一施策だけでは不十分で工夫が必要であること、行政の予算や補助金がないことをそのまま事業を実施しないという結論につなげないこと、市長部局と教育行政の連携、子ども参加によって得られる成長発達面の効果などがポイントであったと思う。

首長による意見交換のあと、ヴォーゲさんが

らのコメントがあった。ヴォーゲさんの話の中に、イギリスの中等学校（日本の中学～高校にあたる）では、生徒会が教職員と対等の発言権を持ち、教職員の採用にも関与しているという話があった。生徒会の関与によって採用されたことがわかっている教師と、「この先生は自分たちが選んだ」とわかっている生徒が会う教室では、今までと異なる学びの環境が生まれるであろうと容易に想像できる一方、もし同じことを日本で実施したら、「教員の候補者が生徒に媚を売るようなことになる」「生徒は教員の雇い主のようなふるまいをするに違いない」などという、つまらないバッシングが起こるだろうとも思え、苦笑いをしてしまった。

最後に5人の首長が再び発言したあと、問題提起をおこなった森田さんからのコメントがあった。森田さんは各基礎自治体の実践を高く評価しながらも、「自分からは決して声をあげられない、訴えられない、支援や保護を要求できない子どもや親が地域の中にたくさんいること、そのような親子の存在を決して忘れず、支えながら市民社会を作る必要がある」という点を改めて指摘して、初日のシンポジウムは終了となった。終わって会場内を改めて見回すと、客席はたくさんの聴衆で埋まっていた。札幌までこれだけ多くの行政や児童福祉の関係者が集まって来ていることを思い、少し気持ちが明るくなって1日目終了した。



・2日目

全体会やシンポジウムだけでなく、様々な分科会が設定されていることは自治体シンポジウムの特徴である。2日目は朝から7つの分科会に分かれて意見交換がおこなわれた。分科会は以下の通りである。

分科会

- (1) 子どものSOSと相談・救済
- (2) 子ども虐待への対応―要保護児童対策地域協議会の運営をめぐる―
- (3) 次世代育成支援計画の評価と推進
- (4) 子ども条例の制定と実施
- (5) 子ども支援と子ども参加
- (6) 子どもの権利の啓発・普及と学習・教育
- (7) 子どもの居場所づくり

全体会Ⅱ：シンポジウム

午後3時15分からは全体会Ⅱとして、シンポジウムが開催された。コーディネーターである山梨学院大学の荒牧重人さんによる「このシンポジウムはきっかけであり、中締めである」という最初の発言には深い意味がある。つまり、自治体シンポジウム自体は各基礎自治体での子ども施策を展開させるきっかけであり、自治体シンポジウムの終了は中締めに過ぎず、本番は皆が自分の職場や活動場所に帰ってからの実践にあるということを荒牧さんはユーモアを持って表現していた。

最初に、子どもの権利条約総合研究所代表・早稲大学喜多明人さんによって、子ども条例の意義が整理された。

- (1) 従来の子育て支援・健全育成の枠組みの中に子ども支援施策を割り込ませる強力な手法が条例である。
- (2) 子どもたちが動く地域が変わる。つま

り、子ども条例は地域の再生条例である。

- (3) 縦割り行政の規則を越えて、子ども施策を総合的に推進するための手法が、自治体の憲法＝条例である。
- (4) 大人の都合（首長の交代など）に左右されずに子どもに対する支援施策を継続していく力を条例は持っている。
- (5) 子どもたちが自信を失い、受容感を失っている現状で、条例は大人が子どもを受け入れて、大切にしているということを子どもに伝えるメッセージになり得る。

2000年代に入ってから、子どもの犯罪に対して厳罰化の必要性を訴える大人たちの声が大きくなった。同時に子どもたちは一層の学力優先社会の中に取り囲まれ、失敗が許されない雰囲気を感じ取り、子ども参加は一向に進んでいかない。だからこそ、この状況を打破するために、子どもを支援する市民や自治体職員などの支え手も元気で安心して子ども支援にまい進できる条例が必要であると喜多さんは訴えた。

続いて、福岡県志免町 子どもの権利委員会の吉岡直子委員長より、九州で最初に子どもの権利条例ができた志免町での取り組みが紹介された。人口4万人の町で、身の丈に応じた実効性のある条例を作るためには目玉商品が必要であり、その「目玉」として相談救済機関、第三者機関、居場所づくりが施策として実施されることになったとのことだった。子どもたちを丁寧にケアする仕組みがあること、子どもたちが自由に過ごすことができる居場所があること、さらに、条例を作りっぱなしにせずに評価検証を続ける仕組みがあること、この3つは確かに立派な目玉商品になる施策であろう。

ここで再び札幌市の上田市長が登壇し、札幌市における条例の意義と「産みの苦しみ」について説明があった。「子どもの権利」に関して

論じる時、そこには必ずと言っていいほど「子どもに権利を与えると、子どもがわがままになる」という反論が付きまとう。札幌市でも、最初は「子どもの権利条約があるのに、なぜ条例が必要なのか」「コントロール不可能な子どもになるのではないか」という意見に対して、丁寧に説明をしていくことが必要だったようだ。

また、喜多さんによると、奈井江町や川崎市では、子どもの権利や条例についての認知度がどんどん落ちていくという問題が発生しているそうである。これは私にはとてもショックであった。特に川崎市は関東地方で子どもの権利推進のシンボリック自治体の一つであり、条例による子どもの権利啓発も長年に渡って行われている。なのになぜ認知度が低下していったのか。答えは、「わかる人にしかわからない権利啓発ではダメ」ということにあるらしい。子どもの権利を理解しようとしていない人たちに理解してもらうための、「子どもには権利よりも責任を与えよ」と唱える人々の固定観念を揺さぶるような権利啓発が大切であるという話であったが、ではそのために自分は具体的に何ができるのか、私は今でもふとした時に考え、迷っている。

引き続いて、議論は条例の実施の難しさと重要性に関するところに移っていった。ここでのポイントのひとつが前出の「首長部局と教育委員会の縦割りを超えた総合化」である。子ども支援を考える時、学校教育は非常に大きなウェイトを占めていることは間違いない。だからこそ、教育の独立性を保障しながら、子どもを支える施策を総合的に展開しなければならない。このことは上田市長によってこの場でも再確認された。

上田市長と吉岡委員長による実践に支えられた具体的なお話に続いて、ヴォーゲさんがま

めの発言をおこなった。ヴォーゲさんの話の最後に、アフリカのことわざが紹介された。「子ども1人を育てるには、村全体の力が必要である」ということわざである。簡単な言葉だが、このことは世界共通だ。地球上のどこを探しても、周囲の協力なしに成長できる子どもはいないのだ。

喜多さんからの話の締めくくりでは、韓国、中国、日本、アメリカ、スウェーデンの子どもの権利に関する実態調査5カ国比較結果が紹介された。日本の子どもは未来に対する不安感が他の国に比べて最も高く、さらに、日本の子どものセルフイメージは他の国よりも著しく低かったそうである。子どもたちが未来に対して希望を持たず、自分に自信を持ってない世の中、これはまぎれもなく大人の責任だろう。日本はこのような状況下でもなお、「子どもには権利より責任と義務を」と声高に唱えられる、おかしな社会だと感じた。



「子どもにやさしいまちづくり 2009 宣言」

最後に、このシンポジウムのコーディネーターでもあり、全体の実行委員長でもある荒牧さんによって「子どもにやさしいまちづくり 2009 宣言」の一部が読み上げられた。ここでも一部を抜粋させていただく。

1. 私たちは、次世代育成支援行動計画などの子どもに関する計画において、子育て支援と

ともに、子どもを直接支援し、豊かな成長を支える総合的な子ども施策を進めます。

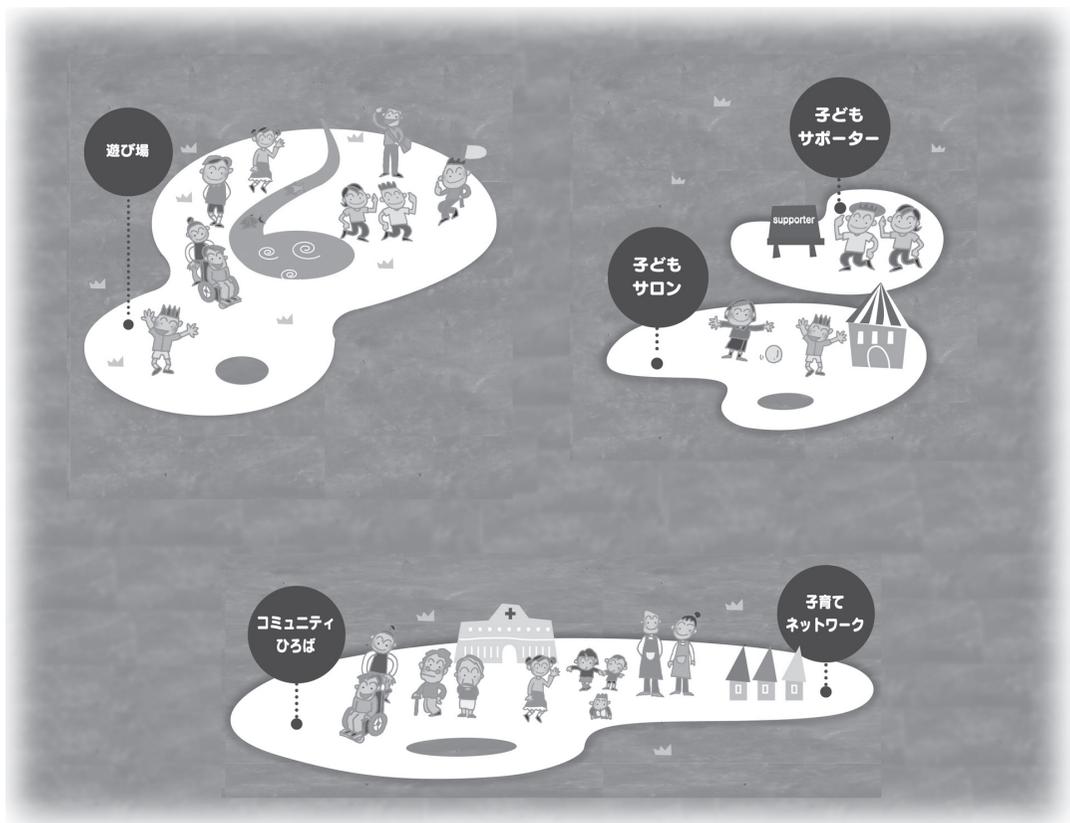
2. 私たちは、安心できる居場所を整えるとともに、いじめや虐待を初めとする権利侵害から子どもを救済し、立ち直りを支援するために、子どもにふさわしい相談、救済に取り組みます。
3. 私たちは、市民と共同し、社会の一員である子ども参加のまちづくりを進めます。そのための仕組みづくりに努めます。
4. 私たちは、子ども支援の取り組みを一層推進するために、条例の制定を初め、制度的、

財政的な条件整備に努めます。

5. 私たちは、子どもの豊かな成長を支える子どもの権利の普及に努めます。

後日、今回の自治体シンポジウムには全国の46自治体から、500人近くの参加（講演者やボランティアなどを含む）があったと聞いた。

日本も捨てたもんじゃない、きっと「子どもにやさしいまちづくり」ができる日が来るだろう。そう実感させてくれた自治体シンポジウムであった。



「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2009 in 札幌 第1分科会、第4分科会からの報告

チャイルドラインたちかわ 山中ゆう子 子どもの権利条例東京市民フォーラム 加藤千鶴子

子どもの権利条約の国連採択から20年。子どもにやさしいまちづくりに向けてその成果と課題を明らかにしようと02年から継続開催してきたシンポジウム（荒牧重人実行委員長：山梨学院大学教授）が2009年9月3～4日、札幌市で開催された。1994年の国内批准後、日本で子どもの権利に関する条例を制定した20自治体のうち5自治体が北海道にある。子ども・子育て支援施策、子ども条例の制定、子どもの相談・救済制度の確立などに果敢に挑戦を続ける5人の首長をシンポジストに招いた異色の全体会では、子どもの現状を把握し、どのような子育ての環境を与えたいかという首長の思いが熱く語られた。条例づくりが子どもの育ちを支え、子どもの現状を変えていく手立てとなることが明確に示された二日間となった。

本稿では、子ども支援の相談・救済、子どもの権利条例の制定と実施の2分科会から報告する。



© GUGU2009

子どもの SOS を受け止める

相談・救済

第一分科会「子どものSOSと相談・救済」は、条例によって子どもの権利の救済機関が設置された5自治体の報告を受けた。

議員立法で「子ども条例」を制定した三重県名張市の子ども相談室は相談員1名でスタートし、専門家による「子どもの権利救済委員会」を設置した。市民を巻き込みながら策定された条例ではないため、今後の広報・啓発、市民意識の向上などが課題だが、条例があるからこそできることを推進していきたい、と相談員。

石川県白山市は教育委員会と市長部局連携の「こども相談室」でオンブズマンはいない。しかし、子どもから多く寄せられるのは、「何でも話せる人は居ない」「誰にも相談できずに我慢する」という声。子どもの困難な現状を知り「相談だけでいいのかなあ、何とかせにゃいかなと思う」と話す担当職員の言葉からは、次の救済のしくみづくりが期待される。

市長公約の権利条例が紆余曲折の末に制定された北海道札幌市の子どもの権利救済委員制度「子どもアシストセンター」は既存の青少年センターの機能を生かしてつくられたオンブズ制度で、今年4月にオープンした。ちょっとした相談やつぶやき、子どもの話を受け止めてくれる場がない現状を感じるという救済委員。子どもからの相談が多いのは電話のほか、メールでの相談にも応えているためか。分科会に先がけ

視察することができた子どもアシストセンターは街の中心部、札幌テレビ塔至近に位置し、交通の便もよい。子どもたちにも来訪しやすい場所と感じた。

「第三者機関としてオンブズを立ち上げるのは面白い仕事だった。子どもたちの思いや願いを形にできる」と話すのは、条例策定ワーキンググループからそのまま加わったという愛知県豊田市で活動する子どもの権利擁護委員。昨年10月に開設してから9カ月。この間の相談状況は98案件、延べ265件（18歳未満人口7万7千）という。土地柄か、外国籍の子ども権利尊重が特徴的という。

特別発言は、全国初の子どもの権利条例を策定した神奈川県川崎市から。川崎市人権オンブズパーソンでは学校や教育委員会が持てあましている案件なども、第三者機関が入ることで展開し、落としどころが見えてくるケースがあるという。「助けてもらうというのは人間の大切な能力なのよ」と子どもたちに伝えていきたいという救済委員の言葉が印象的だった。

自治体により成り立ちも運営形態も様々な救済のしくみだが、子どもが駆け込む相談の窓口は多様な形で存在してよい。大切なことは、その相談の先に解決に近づけるための道筋をしっかりと付けておくことであるのだから。

チャイルドラインたちかわ / 山中ゆう子



施策推進の法的後ろ盾

子どもの権利条例の制定と実施

国連子どもの権利条約が採択されて20年、国内批准15年の節目の年に開催された今回のシンポジウム。中でも子ども条例の制定と実施に関する第4分科会には、多数の参加自治体の注目が集まり、▼条例制定の背景や過程▼趣旨・内容や特徴▼実施状況▼効果・意義▼実施における課題——などについて、条例実施中および策定中の5自治体から報告を受け、活発な討論が行われた。

北海道滝川市こども未来づくり条例が可決成立したのは今年3月。直接の契機ともなった07年の首長選挙公約によっており、その内容は「条例を制定し、社会全体で子育て・子育てを応援する」というものだった。まず、市民委員が大きく寄与した子ども未来会議を発足、市が抱えている子どもに関する課題抽出から始め、地区ごとのまちづくり懇話会、子ども部会において意見照会を進めた。施行後わずか半年であり、評価は今後待つが、「職員にとって条例化は施策を進める上で究極の処方箋。たとえ首長が交代しても変わらない普遍的な行動指針であり、子どもの育っていく環境整備に法的な後ろ盾ができた意義は大きい」と子育て応援課主査。

福岡県筑前町では06年10月、二度と起こってはならない子どものいじめ自殺という事案を経験した。このことを重く受け止めた町は、町長始め庁内関係者、有識者、市民らによる子ども未来会議を発足。子どもに対する諸施策が「子どもの最善の利益」を確保するものになっていたか？ 子どもにとって住みやすいまちはおとなにとっても住みやすいはずという思いを共有した。そして、行動指針の一つとして掲げたのが子どもの権利条例の制定であった。条例では、

子どもにとって大切な権利の規定、家庭・施設・地域における子どもの権利保障、子どもにやさしいまちづくりの推進が掲げられ、さらに救済制度の確立に1章8条を割り「子ども未来センター」を設置した。以来、相談件数は年々増え、特に虐待に関する件数が増えている。ただ、実情に比して子ども自身からの相談はまだ少ない。学校・施設との連携を深め、子どもを直接支援する相談・救済機能を高めたいという。

権利条例施行後3年となる石川県白山市からは、条例を生かすための様々な取り組みが紹介された。白山市に合併前夜の02年、松任市議会での一般質問から条例化をめざす動きが始まった同市では、市民意識調査、子ども会議、教職員・PTAを対象に開催する研修会などを継続。条例実施後は、市民参加で子どもの権利啓発絵本を発刊、配布したり、条例の普及版ともいえる子ども憲章を合宿形式で行う子ども会議と、おとなも参加する憲章制定委員会で策定。生涯学習課主査は、どの子にも意見表明・参加を保障し、促すような条件整備をめざしたいと意欲的だ。

福岡県志免町に子どもの権利条例制定プロジェクトチームが設置されたのは01年。子育て課の新設に続き開設された「子育てほっとライン」（電話と面談相談）に育児ストレスや不登校問題などが多数寄せられ、おとなの関わり方が問われていた矢先のことだった。庁内検討を経て策定委員会が動き出したのが04年。子どもの意識調査、策定委員による学校訪問～子どもヒアリング、安心の居場所と救済に関する意識調査、講演会や子ども参加イベントなどを経て、06年に総合条例として可決成立。今日では多数の自治体がその手法を子ども支援の施策推進に取り入れている一連のプロセスは、子ども条例に不可欠の、そこに暮らす志免町の子

どもの実情から発した条例づくりを可能とした。施行後の取り組みで欠かせない条例の評価・検証が第三者機関である子どもの権利委員会によって継続実施されるなど、学ぶところの多い報告であった。

特別発言にたったのは、条例制定中の東京都西東京市。都心への通勤圏に位置し子育て世代も多く居住する同市では、それまで男女が共に子どもを育てる環境づくり、地域の子育ち・子育て力を育成・支援する施策の推進などを進める子ども計画の総合化が図られてきた。子どもの権利についての共通認識が必要であるという視座にたって、子ども・市民参加で制定していく子どもの権利条例づくりの必要性もまた言及され、今日に至っている。条例の実施が質の高い子育て支援や子ども自身のエンパワメントにつながるものとなるよう、子ども参加を工夫しながら進めていく構えだ。

子ども条例の制定にあたっては、首長の公約、計画の中での言及、子どもの現実などがきっかけとなり条例を設置する議論が始まることとなる。しかし、子どもの権利を基盤にした条例をつくろうとすると、誤解や抵抗感もあり合意形成は容易ではない。制定後には、行動計画の策定や推進体制の整備、子どもの相談・救済機関の設置・運営、条例の評価・検証システムの運用など、どのように条例の趣旨や規定を実施していくかも課題になる。本分科会では、それらをどのように経験・克服してきたか、あるいはしようとしているかを共有する貴重な機会となった。

子どもの権利条例東京市民フォーラム／
加藤千鶴子

「子どもの権利条約」国連採択 20 周年記念イベント 2009 夏

「子どもたちは表現する・おとなは考える」への

子どもの参加・とりくみ実践報告

NPO 法人フリースペースたまりば

① NPO 法人フリースペースたまりばの紹介

NPO 法人フリースペースたまりば（以下たまりば）は、1991 年に川崎市高津区で家庭や学校・地域の中に居場所を見出せない子ども・若者たちの“居場所”としてスタートする。2003 年からは川崎市の委託を受け、日本初の公設民営の居場所として川崎市子ども夢パーク内にある「フリースペースえん（不登校児童生徒の居場所事業）」の運営を行い、2006 年度からは指定管理者として「川崎市子ども夢パーク（川崎市子ども権利条例により設置された施設）」全体の管理・運営を行っている。

② それぞれの子どもにとって安心できる居場所

「たまりば」が運営している「フリースペースえん（以下えん）」には日常的に 20～30 人の子ども・若者たちが通ってきていて、毎日お昼ご飯を作って食べるなど、暮らしをベースにした活動を行なっている。「えん」には、決められたカリキュラムはない。その日をどのように過ごすかは、それぞれの子どもが自分のペースに合わせて、自分でプログラムを考えて決めるのである。

そんな「えん」で大事にしていることは、子どもが「やりたい」と思った時に、そのことを自分で「やる」と選択できることである。「えん」に通っている子ども・若者たちの中には、やりたいこと・好奇心を押さえられて育ってきた子どもが少なくない。子どもが育ってくる過程で、

子ども自身が自分のやることに対して、選択権・決定権を持った経験が少ないのである。そんな子どもたちから「やりたい」「やりたくない」という気持ちが発せられるということは、子どもたちにとって大きな変化である。子どもの中に起こる小さな「やりたい」「やりたくない」を居場所が受け止めることで、子どもたちは少しずつ安心して気持ちを出せるようになっていき、失っていた自信を取り戻していけるのではないかと、私たちは考えている。

③ 「えん」で行われている講座

「えん」では演劇、アート、染色、料理、科学、音楽など、日常的にたくさんの講座を行なっている。もちろん、参加をするのもしないのも子どもたち自身が決定する。たくさんの講座の中から、子どもたちが「やりたい」と思えるものに出会えた時、その子自身の本物の学びのスタートとなる。「やりたい」と思ったことに対して子どもたちは、大人には計り知れない意欲で取組んでいく。そんな体験を繰り返す中で、閉ざし表現してこなかった本来の自分の力に気づいていくのである。

講座の中で一番盛り上っているのは、今回『「子どもの権利条約」国連採択 20 周年記念イベント』のステージで演奏させていただいた南米アンデスの民俗音楽・フォルクローレの講座である。フォルクローレ講座の講師には、子どもたちに本物の音と出会ってもらいたいという

想いから、プロのミュージシャンに来てもらっている。「えん」では、子どもたちが本物と出会い・興味を持ち、少しずつ自分の「やりたい」を実現していける、そんな環境づくりを考慮しながら講座運営を行なっている。



④ 「ロスえんクエントロス」の公演活動

「たまりば」のフォルクローレ講座から生まれたバンド「ロスえんクエントロス」の名前の由来は、スペイン語のエンクエントロ（出会い）からきている。「たまりば」との出会い、音楽との出会い、一緒に演奏する仲間たちとの出会い、これからの出会い…。今、演奏している自分たちがあるのは、そんな出会い・つながりがあったからこそ。そんな気持ちを込めて、みんなで決めたバンド名である。

「ロスえんクエントロス」は、3年くらい前から地域や関係団体からの依頼を受けて公演活動

を行っている。最近では、「川崎野宿者支援団体ネットワーク祭」「夢パーク6周年イベント」「ドリームシンフォニー（夢パークの音楽イベント）」「多文化フェスタ（主に川崎市内で活動している南米やアジア等にルーツを持つ人たちの団体のイベント）」のステージ、「世田谷区光明特別支援学校」の音楽交流授業などにも参加してきた。上記のような講演活動を行なえたことで子どもたちは、国籍・障がい・年齢を越えてたくさんの人たちと出会い・交流することができた。そんな体験を通して子どもたちは、自分と境遇の違う人たちがいることを知り、人間同士違いを認め合いながら社会の中で一緒に生きていくことの大切さを肌で実感することができたのである。

また、子ども・若者たちにとって公演活動は、講座に参加・練習して上達した自分の演奏を多くの人に聞いてもらい、今の自分を実感できる良い機会になっている。依頼を受けて公演日程が決まると、子どもたちは目の色を変えて練習を始める。普段は、異年齢の集まりでそれぞれがいろんな過ごし方をしているのだが、公演前になるとどこからともなく楽器の回りに人が集まってくる。音楽を通して異年齢の人間たちが集まり、同じ目標に向かって演奏している姿は、「えん」ならではの光景である。

それから、最近になって若者たちだけで結成



されたバンドも独自の公演活動を行なうようになった。「えん」に通う子どもたちは、フォルクローレという音楽を媒体に幅広い活動を展開している。



⑤ 『子どもの権利条約』国連採択 20 周年記念イベント 2009 夏～子どもたちは表現する・おとなは考える～（以下 20 周年イベント）』への子どもたちの参加・とりくみ

「20 周年イベント」については、7 月頃にイベント事務局の方から連絡をいただき、「ロスエンクエントロス」の出演依頼を受けた。イベントや「ロスエンクエントロス」の公演については、いつも子どもたちとスタッフが集まって話し合いの場をもち、参加するかどうかを決定している。今回も、連絡をいただいた後、すぐに子どもたちと話し合いの場をもった。子どもたちは、当たり前のように「出演したい」という意思を表明し、演奏はしない他の多くの子どもたちからも、イベントには参加してみたいという声があった。思っていた以上の反響があったため、イベント事務局の方に相談させてもらい、「20 周年イベント」には、「ロスエンクエントロス」のステージ出演、軽食ブース（手づくりクッキー、コーヒー、紅茶）・物販ブースの出店という大がかりな参加をさせてもらうことになった。

イベントの準備では、子ども・若者たち、その保護者、ボランティア・スタッフ共々、内容の濃い時間を過ごさせてもらった。イベント前日にみんなで集まって行なった大量のクッキー作り。鬼気迫る雰囲気でも毎日行われたフォルクローレの練習。子どもたちのパワーを感じる時間であった。当日のステージでも「ロスエンクエントロス」らしい、元気いっぱい楽しい演奏を行なうことができた。演奏を終えた子どもたちは、清々しい自信に満ちた表情をしていて、彼らの本番の強さにたくましさを感じた。また、軽食ブースも、早い時間帯にクッキーが売り切れになり、イベント当日に参加した子ども・若者たちは、充実した達成感のある時間を過ごさせてもらった。



⑥最後に

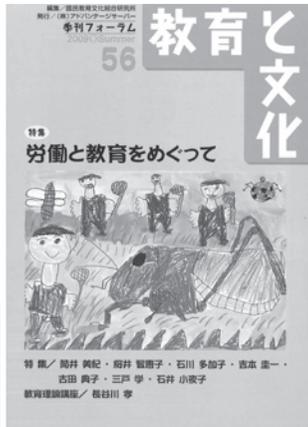
上記にも述べたように、「20周年イベント」は子どもたちにとって大変有意義なものになった。子どもたちがイベントを通して一回り大きくなる姿を今まで幾度となく目にしてきたが、今回もこのイベントで自信をつけた子どもたちの変化は目を見張るものがあった。川崎でも「子ども参加」という言葉をよく耳にするが、子どもたち自身が「やりたい」と思ったことに挑戦

することができ、いろいろな苦労や緊張感を味わいながら、仲間たちと一緒に達成感を味わうことができたこのイベントは、まさに「子ども参加」だったと言えるのではないだろうか。大きな会場を借り、多くの団体と調整しながら開催したこのイベントの運営は、私たちからは想像もできない苦労があったと思われるが、今回参加させていただいた運営スタッフに感謝の気持ちでいっぱいである。

Books



季刊 教育と文化 (定価1,050円)
55号の特集は
「公教育における排除と包摂」



季刊 教育と文化 (定価1,050円)
56号の特集は
「労働と教育をめぐって」



季刊 教育と文化 (定価1,050円)
57号の特集は
「子どもの貧困」

申込はアドバンテージサーバーへ
電話：03-5210-9171
<http://www.adosava.co.jp/>

子どもの人権と教育関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/9/17	<p>読売新聞 児童生徒の暴力、最多 2559 件</p> <p>埼玉県内の公立学校に通う児童生徒の暴力行為が、2008 年度に 2559 件発生し、前年度より 11・3% 増えて、過去最高になったことが 14 日、県教育局の調査で分かった。3 年連続の増加で、高校は 2 割以上も増えた。県教育局は「一部の生徒が繰り返し暴力をふるうケースが見られる。本人に反省させる対症療法では限界がある」と危機感を募らせている。調査は、小学校 823 校、中学校 426 校、高校 158 校の県内公立学校すべてを対象に実施。暴力行為は小学校が 172 件で前年度比 23・2% 減となったが、中学校は 13・5% 増の 1833 件、高校は 20・2% 増の 554 件で、中学校は 3 年連続、高校は 3 年ぶりの増加となった。児童・生徒間の暴力が 1491 件と全体の 6 割近くを占め、次いで器物損壊 745 件、対教師暴力 242 件、対人暴力 81 件。加害者は学年別に、小学 6 年 84 人、中学 1 年 487 人、2 年 788 人、3 年 748 人。中学生は 3 学年とも前年度を上回った。高校生は 1 年 347 人、2 年 222 人、3 年 169 人だった。県教育局は「暴力を許さない雰囲気を作る積極的な生徒指導が必要」と指摘している。一方、いじめの認知件数は計 2192 件で、前年度比 29・7% 減だった。「ネットいじめ」に当たる「パソコンや携帯電話等</p>	2009/9/17	<p>で誹謗（ひぼう）中傷や嫌なことをされる」は 131 件で、前年度の 252 件からほぼ半減した。県教育局は「いじめがなくなった訳ではなく、今あるいじめを解決し、その後をしっかりと見守る姿勢を持ち続けたい」としている。</p> <p>読売新聞 教員試験初の 3 次試験始まる</p> <p>教員採用などを巡る贈収賄罪で県教委幹部 8 人の有罪が確定した昨年の汚職事件を受け、大分県教委が改善策として今年度から導入した教員採用の 3 次試験が 14 日、大分市の県教育センターで始まった。17 日までに計 316 人が個人面接や集団面接、適性検査に臨む。小、中学校と高校、特別支援学校、養護教諭を合わせた合格者は 148 人で、10 月 9 日に発表される。大分県教委は、2 段階だった採用試験を改め、基礎的知識を問う 1 次、専門性を問う 2 次、人間性や職場適用能力を見る 3 次に分け、試験ごとの目的を明確にした。また、受験者には試験の際、受験番号とは別の整理番号が割り振られ、面接官が誰を面接しているのか分からないようにして選考の公平性を高めた。面接官には企業経営者や P T A 役員を入れ、幅広い視点で選考するようにも改めた。</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/9/18	<p>読売新聞 子どもの人身売買許せない…被害者支援など広がる活動</p> <p>児童買春や児童ポルノなど子どもの性的搾取が世界的な問題になるなか、民間企業や市民団体による新たな取り組みが広がっている。化粧品チェーンの「ザ・ボディショップ」(東京)は、9月から性的搾取を目的とした子どもの人身売買に反対するキャンペーンに取り組んでいる。全国の178店舗で、寄付金付きのハンドクリーム(75ミリ・リットル入り、1365円)を販売。製品1個あたり100円を、被害児童の支援や啓発活動を行っている国際NGOなどに寄付する。国境を越えた人身売買だけでなく、国内でもインターネットなどを通じて買春や児童ポルノなど子どもの性的搾取が多発している。民間団体のボラリスプロジェクト日本事務所(東京)は、こうした国内のケースも人身売買ととらえ、被害に遭った子どもたちから電話相談(フリーダイヤル0120・879・871＝日本語・英語0120・879・875＝韓国語)を受けている。日本の少女向けに「女の子のためのSOSサイト」(http://www.pol214.com/)も運営している。</p>	2009/9/28	<p>朝日新聞 川端文科相、改革への姿勢語る</p> <p>政権交代後、文部科学行政は急ピッチで見直しが進んでいる。シルバーウィーク中も、補正予算の削減のために官僚のヒアリングを続けた川端達夫文科相。朝日新聞のインタビューに応じ、改めて改革に取り組む姿勢を語った。川端氏の大臣就任は16日。副大臣や政務官が決まった18日は、深夜にさっそく補正予算の見直しを事務当局に指示した。自公政権は経済財政運営の基本方針「骨太06」に基づき、国立大学の基盤的経費である運営費交付金を毎年1%削減してきた。これに対し、民主党は総選挙前に公表した政策集に「削減方針を見直す」と明記した。また教員の数の充実については自公政権下での来年度予算の概算要求で、文科省は常勤教員の5500人増を求めた。鳩山由紀夫首相から直々に「教員の質・数の充実」を指示された川端氏がこれをさらに積み増すかどうかは、焦点</p>
2009/9/25	<p>朝日新聞 全国学力調査「過去問使い事前対策」鳥取の小中7校</p> <p>文部科学省が4月に実施した09年度の全国学力調査をめぐり、全国で初めて学校別の結果を今月に開示した鳥取県で、少なくとも公立小中学校の7校が調査直前に、過去出題された問題を勉強させるなどしていたことが、県教職員組合の調べでわかった。</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/10/1	<p>のの一つだ。さらに長年にわたって基本的な教育政策の方向性を決めてきた文科相の諮問機関・中央教育審議のあり方も問い直す考えだ。「幼保一元化」については根本的な見直しには至っていない。</p> <p>朝日新聞 広がる子どもの健康格差 病院に行けず、保健室で治療も 親の経済格差は教育格差にとどまらず、「健康格差」となって児童生徒に広がっている。治療費がなく学校の保健室で治そうとする子、健康診断で異常が見つかってもなかなか再検査を受けない子……。格差社会の広がりとともに状況は悪くなる一方だといひ、現場の養護教諭らは改善を訴えるために全国の事例を集め始めた。保健室は本来、初期の手当てをして医療機関につながるまでが役目だ。しかし、そんなことを言っていられない現実がある。子どもたちが経済的に苦しんでいる様子は統計にもはっきり表れている。文部科学省の調査では、学用品や修学旅行費などを公的に負担する「就学援助」の対象となる小中学生は、この10年で約78万4千人から約142万1千人と1.8倍に増えた。都道府県立高校で授業料の減免措置の対象になっている生徒も、約11万1千人から約22万4千人へと倍増している。7月に愛知県で開かれた全日本教職員組合の養護教員の会合でも、子どもたちの窮状が相次いで報告された。これまで埋もれていた親の経済状態と子どもの健康の関係について掘り起こそうと、各地の教員に報告を呼びかけている</p>	2009/10/5	<p>朝日新聞 障害のある学生が過去最多 6235人 08年度 全国の大学・短大・高等専門学校で学ぶ障害のある学生数は08年度6235人で、前年度より15%増えたことが、独立行政法人日本学生支援機構のまとめで分かった。学生全体に占める割合は0.20%で、年度ごとに定義が異なるため、単純比較はできないが、調査を始めた05年度以降で最多となった。調査は通信制や大学院なども含めた1218校すべてが対象で、08年5月1日現在で実施した(回収率100%)。障害のある学生が在籍する学校数は719校あり、全体の59%を占めた。障害を種別で見ると、肢体不自由の学生が2231人で最も多く、全体の36%。聴覚・言語が1435人(全体の23%)、病弱・虚弱が1063人(同17%)、視覚が646人(同10%)だった。在籍している学校種別では、大学は5797人、短大277人、高専は161人だった。学校側から何らかの支援を受けている学生の数は3440人。授業でのノート取りや手話通訳、点訳などの支援をしている学校は543校あった。機構の担当者は「調査結果の分析を進めて今後の事業にいかしたい」と話した。</p> <p>2009/10/5</p> <p>朝日新聞 職業訓練や衛生指導も、世界の「寺子屋」20年 文字の読み書きができない人を減らそうと、日本ユネスコ協会連盟が各国に教育拠点の「寺子屋」を設けて取り組んでいる「世界寺子屋運動」が20周年を迎えた。最近では職業訓練や衛生指導など、「寺子屋」の教育機能が多</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>様化しているという。9月に東京・汐留であった記念行事では、各国から集まった住民が活動を報告した。「世界寺子屋運動」は、国際識字年の前年の89年に始まった。書き損じのはがきを換金して活動費用に充てる独自の手法で、20年間の支援総額は約22億円に上る。これまでに43カ国1地域で442事業を実施、500校で124万人が学んだ。文字の読み書きができない成人は、世界で約7億7600万人と推計される。初等教育の遅れ、急激な人口増加といった要因がからんでいるという。そんな中、寺子屋運動は現在、読み書きができない人の7割が集中しているアジアを中心に進んでいる。寺子屋を建てるだけでなく、教員が足りない場合は政府機関と協力して養成したり、ボランティアを確保したりしている。地元住民が運営委員となって自主的な活動を展開しているのも特徴だ。ただし、課題も多い。日本ユネスコ協会連盟によると、成人の生徒は中退者が多く、例えばカンボジアの成人識字クラスでは2～4割が卒業に至らないという。「文字が読めても金は稼げない」と足が遠のく人が多いという。こうした点を踏まえ、各地の寺子屋では近年、成人には家畜の飼い方や農業技術、裁縫、工芸品作りといった実践的な仕事を教えるケースが増えている。まずは「学ぶこと」の大切さを理解してもらうためだ。感染症、伝染病を防ぐ指導や、有料のパソコン教習も進められているという。</p>	<p>2009/10/9</p>	<p>朝日新聞 学力調査、抽出方式は来春から川端文科相が意向 全国の小6と中3を対象に実施している全国学力調査について、川端達夫文科相は9日の閣議後記者会見で、来春実施分から現行の全員参加方式をやめ、サンプルを取り出す抽出方式に改める意向を示した。その上で、現在は国語と算数・数学の2科目に限定している科目を増やしたり、対象学年を拡大したりすることについても「検討したい」と述べ、来年度予算概算要求の再提出の締め切りとなっている15日をめどに実施方法の大枠を固める考えを示した。全国学力調査は1回に約60億円の事業費がかかっており、教育現場にもかねて「全員を対象にしなくても全体の学力調査の傾向はわかるはずだ」という意見があった。民主党内には、全体規模をスリムにした上で実施教科数や対象学年を増やせば、効率的に全体の学力傾向を把握できるという意見がある。</p>
<p>2009/10/11</p>	<p>朝日新聞 子どもの体力低下、底打った？文科省調査で上昇傾向 子どもの走る、跳ぶ、投げるなどの運動能力が、この10年間で上向き傾向にあることが、文部科学省が11日に公表した「体力・運動能力調査」で明らかになった。運動能力の数値が高かった20年前と比較すると、まだ低いものの、担当者は「体力低下に底を打ち、向上の兆しを確認できた」と分析する。調査は、東京五輪が開かれた64年度に始まり、毎年10月、体育の日に発表してきた。今回は08年5～10</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>月に全国で実施し、6～79歳の男女約7万人の結果を分析した。このうち6～19歳の青少年層の対象者は約3万4千人。同省が、小学生（11歳）、中学生（13歳）、高校生（16歳）の10年間の推移を分析したところ、小・中学生は走る、跳ぶ、投げる能力に関するほとんどの種目で「向上」または「横ばい」で、改善の兆しがみられるという。50メートル走の結果を89年度、99年度、そして今回の08年度の10年間隔で比べると、男子が7.96秒→7.96秒→7.92秒、女子が8.72秒→8.89秒→8.78秒と推移した。また上体起こし（腹筋運動）の結果を、データのある10年前と比べると、男子が23.45回→27.50回、女子が18.15回→23.08回と良くなった。高校生は「横ばい」傾向だったが、同省は「低下傾向は脱した」とみている。調査した順天堂大の内藤久士教授は「子どもの体力低下に危機感を持って進めた地道な取り組みが功を奏してきたのではないか」と話した。体力・運動能力は男子が17歳ごろ、女子は14歳ごろにピークを迎え、年齢とともに下がる傾向は変わらなかったという。</p>		<p>べての教員が、大学院などで1年程度研修を受け「専門免許状」を取得することを事実上義務化する。早ければ11年にも関連法案を成立させ、新制度に移行する。教員免許更新制度は、今年度スタートしたばかりだが、新制度移行後は専門免許制度に吸収される。鈴木副文科相は「（受講の実績は）専門免許取得時に単位換算するなどの配慮をする」との方針を示した。新制度の核になるのは全国24校の教職大学院。教育学部だけでなく他学部卒業生も受け入れ、実習を中心とした2年間のカリキュラムを組む。教育現場での実習は大学1年の段階から長期的に実施できるか検討する。来年度実施予定の更新講習は縮小せず、3コースを意識したものへの変更を促す。民主党は「教員の質と数の充実」をマニフェストに掲げたが、教職員定数について文科省は、来年度概算要求に5500人の増員を盛り込むことを決めた。前政権下で8月に行った要求と同じ人数。今後、11年度以降の大幅増員と少人数学級の実現を目指し、複数年度にわたる定数改善計画を策定し、採用のあり方も抜本的に見直す。</p>
2009/10/15	<p>毎日新聞 教員養成制度：民主新制度、教員養成課程6年に 経験10年で1年研修 民主党政権が導入する新たな教員養成制度の概要が分かった。大学院修士課程（2年）の修了を教員免許取得の条件とし、養成課程は計6年に延長。教育現場で実習する総時間を現行の2～4週間から1年程度に増やす。また、10年程度の現場経験を積んだす</p>	2009/10/16	<p>産経新聞 日教組の意向反映を否定 川端文科相 全国学力テスト抽出化など 日本教職員組合が要望した全国学力テスト抽出化などが教育施策に反映されたことについて、川端達夫文部科学相は16日の会見で、「民主党として意見を集約した。われわれが判断していくなかで、日教組と同じ方向だった。日教組が言っているからやるといつもりはまったくくない」と述</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/10/16	<p>べ、日教組の考えを取り入れているわけではないと強調した。ただ、日教組はこれまで、学力テスト縮小をはじめ、高校教育無償化、教員免許更新制度の廃止などを要請してきており、鳩山政権ではこれらの施策を実行に移している。</p> <p>産経新聞 岡田外相 日中歴史共同研究報告書 中国側に早期発表働きかけ 岡田克也外相は16日の記者会見で、9月初めに予定していた日中両国の有識者による歴史共同研究の報告書発表が、中国側の意向で延期になったことについて「早く出してもらいたい。別に発表して困るような話ではない」と述べ、中国側に早期発表を働きかけていく考えを示した。共同研究は平成18年10月の安倍晋三首相訪中時の首脳会談で合意。両国政府が主導する形で同年12月にスタートし、9月4日に記者発表する予定だったが、中国側からの申し入れで急遽、延期になった。岡田氏は「年内に発表しなければむしろおかしい。もうまとまっているわけだから」と強調した。</p>	2009/10/27	<p>72%。同じ質問を83年、01年と行っており、それぞれ▽小学生82%、80%▽中学生62%、62%▽高校生59%、61%だった。83年から01年は小中高すべてで横ばいだったのが、今回、中学生で急増したことが分かる。小学生は3回の調査すべてで8割台の高率。中学生でも7割を超すようになった背景には(1)読書をする時間を設ける学校が増え、生徒に読書をする習慣がついた(2)「ケータイ小説」のヒットで、新しい読者層が生まれたことなどが考えられる。</p> <p>毎日新聞 子どもの習い事：親の年収、学歴が影響 教育費は月額10万円超も 子どもの習い事に、親の学歴や経済状態が影響していることがベネッセコーポレーションの調査で分かった。ピアノなど芸術系の習い事をしている子どもの割合は、父母とも大卒の場合に高く、親の年収が800万円以上の子どもの約8割がスポーツをしているのに対し、200万円未満では4割だった。調査は今年3月、3～17歳の子どもを持つ母親約1万5000人を対象にインターネットで実施。子ども1人当たりの教育費(学校の授業料、塾や習い事、教材費などを含む)を調べた。子どもの学年ごとの人数はそれぞれ均等で6.7%、男女比は半々。世帯年収は400万～600万円未満が3割、600万～800万円未満が2割、800万円以上が2割。父母の最終学歴も調査した。調査によると、小学生にかかる教育費は平均月額2万7100円、中学生3万9800円、高校生で4万6800円と、学校が</p>
2009/10/27	<p>毎日新聞 学校読書調査：「本が好き」急増、中高生で7割超 本を読むことが好きな中学・高校生の割合が7割を超え、8年前と比べともに10ポイント以上伸びたことが、毎日新聞が全国学校図書館協議会の協力を得て26日まとめた「第55回学校読書調査」で分かった。本が好きな児童・生徒は、「好き」「どちらかといえば好き」を合わせ▽小学生82%▽中学生で76%▽高校生</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>上がるにつれて増える。また高校では、教育費が1カ月1万～4万円の家庭が全体の約43%を占めたが、5万円以上の家庭も4割近くあり、10万円以上の家庭が14%と、世帯によるばらつきが大きくなっている。学校の授業料以外のクラブ活動や習い事、学習にかかる費用には、家庭の収入によって大きな差があった。年収400万円未満で月額8700円に対し、年収800万円以上では2万6700円と約3倍。また、年収400万円未満でスポーツの習い事をしている子どもは47%、芸術系の習い事をしている子は24%に対し、年収800万円以上ではスポーツ65%、芸術系41%と、収入が高い家庭の方が習い事をしている割合も高い。さらに、家庭学習、塾、スポーツ、芸術系のすべてをしている子どもは7%。その65%は女子で、家庭の年収は平均約800万円、5割が父母とも大学卒だったのに対し、習い事を何もしていない子ども(10%)の家庭の年収は約500万円、父母の大卒率は26%だった。スポーツをしている子どもは、800万円以上の家庭で8割近いのに対し、200万円未満では4割。芸術系の習い事をしている子どもは、父母とも大学卒が約6割で、父母とも大卒でない家庭より20ポイント高かった。</p>		<p>でも負担増につながる可能性があるためだ。ただ、民主党内には非課税に反対する意見もあり、制度設計の論点の一つとなりそう。現行の児童手当は非課税扱いだが、国の制度とは別に地方が上乗せする加算分については課税所得とされるなど制度が混在している。公立保育所の保育料は所得税額に応じて額が定められており、子ども手当が支給されたことで課税所得が増えれば保育料が上がることもある。このほか、公営住宅の入居審査など所得額が審査基準の一つになっている場合も多く、各種減免の恩恵を受けられなくなるケースが出てくる。長妻厚労相は「せっかくの手当がマイナスに働く恐れがある」として、非課税措置を盛り込んだ来年度税制改正要望を今月末に財務省に提出することにした。これに対し、財務省は税収減につながることから反対することが予想される。さらに、民主党内には「子ども手当を課税所得とすれば、累進課税により高額所得者ほど多くの税金を国に納めることになり、所得の多寡に応じた手当という観点からもバランスがとれる」と主張する向きもある。</p>
<p>2009/10/28</p>	<p>読売新聞 子ども手当、非課税に 厚生労働省は、来年度から支給を始める「子ども手当」を非課税とするよう、2010年度税制改正要望に盛り込むことを決めた。課税所得に含まれれば、公立保育所の保育料が上がる事例が生じるなど、子育て世代にとっ</p>	<p>2009/10/29</p>	<p>毎日新聞 学童保育：待機児童、1万1438人 前年比1658人減、2年連続で減少 厚生労働省は28日、放課後児童クラブ(学童保育)の実施状況(5月1日現在)を発表した。クラブ数は1万8479カ所で、前年同期と比べ896カ所増えた。利用を申し込んでも満員などで利用できない待機児童は1万1438人で、前年同期比1658人減。</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/11/4	<p>待機児童数は2年連続で減少した。登録児童数は80万7857人で、前年同期比で1万2935人増えた。実施する市区町村は89・3%にあたる1608市区町村。規模別では、児童数36～70人が8862カ所(48・0%)で半数近いが、71人以上も2144カ所(11・6%)あった。</p> <p>産経新聞 鳩山政権の次の教育政策は？ 底流に「日教組政策集」</p> <p>鳩山内閣発足から5日で50日目。この間、文部科学省では「学力テストの縮小」など、従来の教育政策とは向きが異なる政策が次々と打ち出されている。その下敷きになっているとみられるのが、日本教職員組合(日教組)が策定した「政策制度要求と提言」と題する「日教組政策集」だ。政策集には、まだ陽の目を見えていない要求が多く盛り込まれており、これから議論の俎上に上ってくる可能性がある。「日教組政策集」は、民主党のマニフェストなど選挙戦で掲げられた同党の教育政策の源流にあるもので、すでに鳩山内閣で打ち出された政策が日教組の意に沿っていることを裏付ける内容となっている。3月に発刊され、日教組系議員らを中心に党内に持ち込まれていた。これを受けて民主党は総選挙に向けた党政策集「INDEX 2009」を7月17日に策定。その中で(1)文部科学省を中央教育委員会にする(2)授業内容などを定めた学習指導要領の大綱化(3)学校運営を保護者や地域社会などからなる「学校理事会」が自律的に担う—などの方針を掲げた。だが、党政策集は「無秩序な学校運営をもたらす」と</p>	2009/11/4	<p>いった批判が起き、選挙前の7月27日に発表された総選挙マニフェストからは、日教組の主張を反映した記述は影を潜めた。にもかかわらず、鳩山内閣はすでに「学力テストの縮小」「教員免許更新制の廃止」といった新政策が打ち出されている。</p> <p>毎日新聞 高校入試：公立高「学力」重視へ 広がる推薦廃止 中学生のレベル低下背景</p> <p>公立高校の入学試験で、学力検査がない推薦型の選考方法を見直す動きが広がっている。和歌山県と静岡県がすでに一般入試に一本化したほか、埼玉など3県が来春入学の10年度入試から、千葉など3県が13年度までに、すべての受験生が学力検査を受ける方式に改める。学力検査なしに入学できる高校の増加が、中学生の「学力低下」の一因という指摘が背景にある。学力検査がない入試には中学校長が推薦する「推薦入試」のほか、「自己推薦」や「特色選抜」などと呼ばれる試験があり、調査書や面接、小論文などで選考する機会が多い。毎日新聞が全国の都道府県教育委員会に確認したところ、大阪府は以前から推薦入試がなかった。和歌山県は07年度、静岡県は08年度から学力検査を課すようになっており、残る44都道府県で学力検査なしの推薦入試が行われていた。このうち青森、埼玉、高知の3県はこれまで一般入試の前に行っていた、学力検査のない入試を10年度から廃止。一般入試後に行う後期試験でも3教科の学力検査を課す。また、千葉県と徳島県は11年度から、前後2回ある試</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>験の両方で5教科の学力検査を行うことにした。推薦入試は80年ごろから農業や工業などの専門科で始まり、90年代には普通科にも拡大。その後、自己推薦や特色選抜などに切り替える教委が相次いだため、学力検査を受けずに入学する生徒が一気に増えた。今春の入学者の4割が自己推薦組で、学校によっては8割に上る埼玉県教委は「『学力検査がないため学習習慣が定着しない』という声がある」と説明。79年度の推薦入試導入以来、約30年ぶりに全受験生が学力検査を受ける。高校側は「高校入学のレベルに達していない生徒が多すぎる。中学時代にもう少し勉強するようになるのでは」（県立高校校長）と期待する。高校の入試制度に詳しい聖学院大学の小川洋教授（教育学）は「私立高校の人気の高い地域ほど、早めに生徒を確保しようと推薦による合格者を増やしてきたが、今になって枠を拡大しすぎたことに気付いたのでは」と指摘している。</p>		<p>一般の地方公務員（半年）より長い1年の「条件付き採用期間」を経て正式採用が決まる。08年度は小中高校、特別支援学校などで2万3920人が採用され、このうち1年後に正式採用に至らなかった315人は1・32%（前年度比0・06ポイント減）を占めた。10年前（98年度）は0・27%の37人で、8・5倍に達している。315人のうち依願退職者は304人（前年度比11人増）。病気が理由だったのは93人で前年度より10人減ったが、5年前の10人、10年前の5人と比べると急増ぶりが際立つ。文科省が今回初めて精神疾患の人数を調べたところ、「病気」の95%を占めた。このほか、わいせつ行為や飲酒運転を理由に懲戒免職となったのが5人。不採用決定を受けたのは4人。死亡退職は2人だった。また、自ら望んで降任した教員も過去最多の179人（同73人増）に上った。主幹教諭からの降任が89人、副校長・教頭からの降任が84人。望んだ理由は、精神疾患を含む「健康上の問題」が95人と半数を超えた。教育委員会から「指導力不足」と認定された教員は4年連続で減少し、08年度は306人（同65人減）。指導力不足と認定され、研修後に復帰し、再度認定された教員8人も含まれる。</p>
2009/11/5	<p>毎日新聞 教員：試用期間の退職、過去最多の315人 3割は精神疾患—08年度 1年の「試用期間」のうちに、教壇を去った公立学校の新人教員が08年度は過去最多の315人（前年度比14人増）に上ったことが、文部科学省の調査で分かった。うち約3割の88人は精神疾患を理由に退職していた。文科省は「イメージと現実とのギャップで自信を喪失し、うつ病などになるケースがある」とし、相談相手となるべき先輩教員らの支えや目配りを求めている。教員は、</p>	2009/11/5	<p>朝日新聞 中学歴史教科書シェア、「つくる会」系じわり増 文部科学省は5日、教育委員会や私立校などの採択結果を受け、来年度から使われる中学、高校の教科書の使用予定冊数を発表した。中学の歴史では、「新しい歴史教科書をつくる会」が</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>内部分裂し、今回、中心の筆者らが従来の扶桑社版とほぼ同じ内容で自由社から出した教科書が1万4019冊で、全国シェアは1.1%。扶桑社版の中学歴史教科書は7250冊でシェアは0.6%だった。教科書検定と採択はほぼ4年に1度実施される。扶桑社版の過去の実績は01年が625冊（シェア0.0465%）、05年が4912冊（同0.4%）。今回は、自由社版、扶桑社版とも前回の扶桑社版のシェアを上回った。特に自由社版は、今回横浜市教委が市内8区で使う歴史教科書として採択したことでシェアが1%を超した。一方、中学の公民教科書については自由社版は出ておらず、扶桑社版は4201冊でシェア0.4%。01年の0.1%、05年の0.2%を上回った。調査では、都道府県教委がまとめた国公立校の生徒用と教師用の使用見込み冊数を文科省が集計した。</p>	<p>2009/11/8</p>	<p>毎日新聞 底辺高校：「貧困」を再生産 中退率高く、「福祉と連携を」 埼玉で元教諭調査</p> <p>貧困でさまざまな保護を受けられない子ほど、高校中退率の高いいわゆる底辺校に多く在籍し、高校が貧困層の再生産の場になっている。「ドキュメント 高校中退」（ちくま新書）の著者、青砥恭さん（61）がこんな実情を独自の調査で裏付けた。「家庭への経済支援の充実とともに、学校に福祉の専門職を」と訴える。埼玉県の元高校教諭で大学非常勤講師の青砥さんは08年夏、147ある埼玉の県立高を入試合格者の平均点で分類し、成績上位の進学校「G1」から下位校の「G5」まで5グループに分けた。04年度の新入生のうち卒業までに退学した生徒の割合は、G1＝2%▽G2＝3%▽G3＝8%▽G4＝20%▽G5＝33%と、成績が下位になるほど高くなった。授業料減免を受ける生徒の割合も同じ傾向で、G5（19%）はG1（3%）の6倍以上に上った。同年12月には、各グループから地域・学力が偏らないように選んだ47校の3年生計1200人にアンケートを実施した。「親は自分に期待しているか」という質問に「そう思わない」と答えた割合は「まったく」と「あまり」を合わせると、G1が32%だったのに対し、G4、G5では53%だった。さらに、父親の職業に関する答えでも、高校の序列との関係がうかがえた。父親が会社員や公務員という生徒は上位校ほど多い一方、父親の職業を「知らない」と答えた生徒の割合は下位になるほど増え、親が失業や転職を繰り返し、子どもにわ</p>
<p>2009/11/6</p>	<p>産経新聞 「抽出40%が適切」刷新会議に主張へ 学力テストで川端文科相</p> <p>川端達夫文部科学相は6日午前の会見で、全員参加方式から抽出率40%に切り替える方針だった全国学力テストについて、「（行政刷新会議が実施する）事業仕分けの対象に入っているが、都道府県レベルの学力水準の把握を担保するには、統計学上、（抽出率）40%が適切だ。われわれが設計をしたから主張していく」と述べ、予算を削減しないよう刷新会議側に求める考えを示した。学力テストの大幅縮小を求めている日教組の影響について、「日教組に言われたからするという話は一切ない」と否定した。</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>かりにくくなっているためとみられる。「持ち家」ではなく賃貸の住居に住む割合は、G1で1割未満だったが、G5では4割を超えた。青砥さんは全国的にみて中退率の高い大阪府でも元生徒への聞き取りを実施。その結果、多くの子が中退後に希望する仕事や条件の良い職に就けず、高卒資格の必要性を感じていることが分かった。簡単な計算に加え歯磨きなどの基本的な生活習慣も知らずに育った子や、シングルマザーになった子もいたが、その多くは親が生活苦に陥り、子どもを支える能力や意欲のない家庭で育っていた。「教師も生活指導や事件対応などで忙しすぎ、中退を防ぐ気力がなえている」と青砥さん。「この10年間、毎年平均10万人が高校を中退している。鳩山政権が掲げる授業料の無償化だけでなく、専門職を学校に置くなど教育と福祉が連携した体制づくりや、教科書代・給食費の国庫負担化、返済不要の奨学金制度などを検討する時期だ」と提言している。</p>	<p>には現場に慎重論もあり、今後論議を呼びそうだ。児童自立支援施設は全国に58カ所あり、明治や大正期に設置され例外的に民間運営されている2カ所と国営2カ所を除く54カ所を都道府県と政令市が運営。児童福祉法施行令は設置を都道府県に義務付け、職員を「都道府県の職員」と規定している。少年院の入所年齢(07年10月まで14歳以上、以後はおおむね12歳)に達しない児童も含めて家庭裁判所の送致先でもあり、公共性が高いことなどが理由とされてきた。その一方、多くが公設民営の児童養護施設が虐待の増加で満員状態にもかかわらず、児童自立支援施設の平均入所率はピークだった61年の91%から07年度には40.7%まで低下。また、全入所児の6割以上が被虐待児で、発達障害など専門療育の必要な子が急増したという施設が多く、あり方の再検討が迫られていた。ただ、小中学生による殺人事件の続発などもあって05年に同省が設けた専門家会合では、公設公営を原則維持するとの意見が多数を占めた経緯がある。明治時代に運営母体が設置され現在も民営の「北海道家庭学校」の加藤正男校長は「発達障害やうつなどの診断を受けた子は6割以上おり、精神的に追い詰められ辞める職員もいる。民間でやってきたが運営は大変厳しい。もっと議論されるべきだった」と話す。関東地方の元施設幹部は民営化を容認しながら「現場への影響を考えずに簡単に決まった感じだ」ととまどっている。</p>	
2009/11/9	<p>毎日新聞 児童自立支援施設：厚労省、民営容認 都道府県直営を見直し 非行を繰り返す子供らを指導する児童自立支援施設について、厚生労働省は都道府県と政令市に義務付けてきた直営方式（公設公営方式）を見直し、民間委託（公設民営方式）を認めることを決めた。直営方式では民間の専門家を充てられないなどとする自治体側の声に基づき、国の規制見直しを進める地方分権改革推進委員会が勧告。これを受け同省が4日、同委に見直し方針を示した。だが、民間委託</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/11/11	<p>毎日新聞</p> <p>定住外国人の子：教育懇を設置へ</p> <p>文部科学省は、定住外国人の子供たちの教育環境の改善などを図るため、有識者らを集めて話し合う「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」を設置する方針を固めた。中川正春副文科相が主宰し、大学や地方公共団体、NPO法人の関係者ら約20人で構成。来日を希望している人も含め、外国人を教育の側面から支援する新たな政策の立案を目指す。懇談会では、ブラジル人など定住外国人の子供に対する日本語教育の充実に向け、指導体制のあり方などの検討を進める。国と地方自治体、民間企業などが一体となった支援策についても話し合い、他省庁にも連携を求めていく考えだ。また、日本への留学を予定している学生や、日本で働きたい外国人などに現地で行う日本語教育を重視。各国で日本語を学べる環境を整えるための方策などについても話し合う。卒業後の留学生への就職支援も検討する。</p>	2009/11/13	<p>産経新聞</p> <p>都教委が教職課程を調査 小1プロブレム深刻化で</p> <p>小学校に入学したての児童が担任教諭の指示に従わなかったり、勝手に教室を出ていくなどの「小1プロブレム」が深刻化する中、現在の大学の教職課程が教員育成に実効性があるかを調べるため、東京都教育委員会が全国の国公立大学の教職課程の独自調査に乗り出すことが12日、分かった。都教委の調査では、公立小の4校に1校で小1プロブレムが発生していることも同日判明。都教委は近く検討会を立ち上げ、官学連携で優秀な教員輩出への対策を講じる。小1プロブレムは、新入生が集団生活になじめず、教室で騒いだり席を立て歩き回るなどして授業が成立しない状況を指す。幼稚園や保育園からの生活の急変や、家庭などのしつけの不足が原因とされる。都教委では、小1プロブレムに加え、通常の学習・生活指導にも対処できない教員が増えていると分析。大学の教職課程が授業の進め方だけでなく、「人間力」や「指導力」の形成を含めた教職員の育成にふさわしいカリキュラムかどうかを見極めるとしている</p>

●いんふおめーしょん **子どもの人権連 No.123** /2009年11月号 2009年11月30日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行 & 編集人

◆事務局

子どもの人権連事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F

TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp

URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>

郵便振替 / 00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費=個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円